

第 2 3 回岩手県環境審議会

日 時 平成 2 4 年 1 月 2 6 日 (木) 1 3 時 3 0 分～
場 所 ホテルルイズ 3 階 万葉の間

1. 開 会

○伊藤環境生活部副部長 ただいまから第23回岩手県環境審議会を開催いたします。

現在ご出席いただいている委員の皆様は、委員及び特別委員総数31名のうち24名であり、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立することを報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあつては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することといたしておりますので、あらかじめご了承ください。

2. あいさつ

○伊藤環境生活部副部長 では、初めに工藤環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

○工藤環境生活部長 環境生活部長の工藤であります。本日は、皆様方寒い中、そしてお忙しい中、このようにお集まりいただきまして感謝申し上げます。また、皆様方には日頃から県の環境行政につきまして多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに御礼申し上げたいと存じます。

さて、本日の議題でございますが、2つございます。地球温暖化対策実行計画の基本的方向について、これは答申案をいただきたいという内容のものでございます。もう一つは、昨年3月11日の大震災津波によりまして、環境基本計画の様々な指標の見直しというものが必要になってきたということで、その2点についてご議論をいただきたいと考えているものでございます。地球温暖化対策の実行計画につきましては、昨年の11月にも中間答申ということでご議論をいただいたところがございますので、事細かにはお話しするところではございませんが、平成20年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されまして、従来の温暖化対策に加えまして、再生可能エネルギーの利用促進でありますとか、省エネルギー、といったものも計画に盛り込んだ総合的な計画ということで策定させていただいております。特に大震災津波によりまして大停電あるいはその後のエネルギー不足ということを受けまして、再生可能エネルギーの導入促進という部分について、特に注力をさせていただいたという内容になってございます。11月の中間答申を受けまして、パブリックコメントあるいは地域説明会を開催いたしまして、それらに基づく意見等を踏まえて、さらに大気部会におきましてご

審議をいただいて、本日皆様方にお示しするものでございます。

また、大震災津波の影響によりまして、様々な指標の見直しが必要になってきたということとございまして、環境基本計画の指標の見直しについてもご審議を賜りたいと考えております。その他震災復興への当部の対応等についてご報告をさせていただきたいと考えております。

本日は本当に限られた時間ということで、皆様方には非常に厳しい状況かと思いますが、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

3. 議 事

- (1) 地球温暖化対策実行計画の基本的方向について（答申案）
- (2) 環境基本計画の指標の見直しについて

○伊藤環境生活部副部長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は海田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○海田会長 皆さん、お寒い中、お集まりくださりまして誠にありがとうございます。先ほど部長さんからお話がありましたように、今日は議事が2つ、それから部会報告、それからその他報告ということですので、よろしくお願いいたします。それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいります。進行にご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事の1番目ですが、地球温暖化対策実行計画の基本的方向についてを議題とします。まず、大気部会での答申案の審議状況、それからポイント等につきまして大塚部会長さんから報告をお願いいたします。

○大塚大気部会長 それでは、まず初めに、これまでの審議経過について報告させていただきます。事前に送付されております資料の中の資料No.1—5という1枚ものの岩手県地球温暖化対策実行計画の基本的方向についての審議経過という表をご覧ください。A4縦の一枚ものです。表の中ほどにありますけれども、昨年11月7日開催の第22回岩手県環境審議会におきまして、それまでの審議状況について報告しましたので、今回はそれ以降の状況について説明させていただきます。

その表の下から２段目の欄にありますように、昨年の11月24日から12月26日までの間、前回の審議会で審議いただきました中間答申を岩手県地球温暖化対策実行計画素案としまして、パブリックコメントを実施しました。詳細につきましては、後ほど事務局から説明を行います。

年が明けまして、一番最後の欄にございますが、1月13日開催の大气部会では、パブリックコメントで提示された意見の計画への反映について審議しましたほか、答申案そのものについても審議いたしました。委員から出た意見も踏まえまして、資料No.1—1の答申案として提出させていただいたところでございます。

それでは、答申案のポイントについて説明させていただきますので、本日卓上に配付されております資料No.1—1をご覧ください。昨年11月の中間答申におきまして全体的な説明をしておりますので、今回は基本的な部分や中間答申からの変更点などを中心に説明させていただきます。答申案の13ページをお開きください。ここでは、議会報告で意見がございまして、その意見を踏まえまして、赤色文字で示されております。(3)再生可能エネルギーのこれまでの導入状況という一項目を起こしました。県だけでなく国、市町村、民間事業者等も含めました全体の再生可能エネルギーの導入状況を13ページから14ページ、15ページにかけての赤色文字で示した表のようなものが挿入されています。

次は、19ページをお開きください。第3章の温室効果ガス排出量等の現況と将来予測では、パブリックコメントの意見を踏まえまして、主にグラフ等を用いた現状分析の記載に修正を加えました。例えば25ページを開いていただきますと、赤色文字で下線で示されているような横ばいとか基準年に比較して約80%で推移しているというような記載を加えた所が何カ所かございます。

次は、37ページをお開きください。第4章、計画の目標についてですけれども、中間答申からの変更はございません。まず、計画の目標の網かけの部分の中の(1)温室効果ガスの排出量削減目標としまして、その下の囲みの中にありますように平成32年度の温室効果ガス排出量を平成2年比で30%削減を目指すこと、次ページの(2)再生可能エネルギーの導入目標の表4—1電力利用小計の欄の現状、平成22年度の48万1,639キロワットを目標値、平成32年度には115万6,959キロワットにするというように、あるいは次の欄にございますが、熱利用につきましては2万3,426キロリットルを2万7,642キロリットルに高めるといったようなこと、及び次ページの右側(3)森林吸収量の見込みにつきましては191万6,000トンを見込んでいることなどを記載しております。

それから、3の計画の目標達成のための主要な指標としましては、指標1、1世帯当たり年間二酸化炭素排出量など、以下指標2、指標3、それから次のページにあります指標4といった4つの指標を掲げております。

次は、43ページをお開きください。第5章、目標の達成に向けた対策、施策については、施策の柱に変更はございません。この章には、1温室効果ガス排出抑制等の対策、66ページ一番上のところにあります2再生可能エネルギーの導入促進、73ページの3森林吸収源対策というような3つを掲げております。

それから、【施策の推進方向】については、例として、73ページに示したようなところなのですが、これについては1項目修正しているところがあります。56ページの施策の推進方向というところで県内港湾や鉄道利用による貨物輸送へのモーダルシフト促進というところですが、また、下の表を見ていただきますと、【具体的な推進方策】というところの目標値や目標値の考え方を精査しまして幾つか修正を加えております。

それから、55ページを見ていただきますと、見やすさといった観点から、減クルマチャレンジウィークの取組についてコラムとして追記をしております。

それから、何度も行ったり来たりで申しわけありませんが、77ページをお開きください。第6章、計画の推進・進行管理については、中間答申からの変更はございません。指標や施策について進行管理を行うとともに、本審議会において施策の評価等も行うとしております。なお、79ページの次に資料編を追加いたしました。例えば地球温暖化の現状ですとか、最後の資料8とか9の指標の一覧とか、用語解説といったものを整理して資料編として追加しております。

以上で答申案のポイントについて説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、事務局から詳しい説明をお願いいたします。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 温暖化・エネルギー対策課長の平井と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座ってご説明いたします。ただいま大塚部会長から全体の修正等の概要についてご説明いただきました。私の方からは、パブリックコメント等の県民の皆様からの意見、提言がどのように反映されたかということをもっと詳細にお話ししたいと思います。最初にパブリックコメントの結果ですけれども、資料No.1—2でございます。ここに計画に対するパブリックコメントの状況と修正事項とございます。そして、あわせてこの答申案、資料No.1—1の答申案の後ろの方に入っているのですが、資料編の資料7ページをご覧くださいませ

せんでしょうか、資料7と書いてあるものです。答申案の後ろの方についています資料編の資料7、これも同じくパブリックコメントの概要と書いております。このパブリックコメントの実施期間につきましては、ただいま部会長からご説明しましたとおり、11月から12月末のほぼ1カ月間実施しております。方法としては、県のホームページに計画素案を掲載しまして意見、提言を求めるということ、あわせてその答申案の資料7の2に書いていますが、12月に県内4地区、釜石地区、盛岡地区、久慈地区、奥州地区でそれぞれ地域説明会を開催し、意見、提言をいただきました。

その結果でございます。4の(2)でございますけれども、全体で58件あったのですが、そのうち最も多いのが第5章の目標の達成に向けた対策、施策に関するもの、これが25件でございます。そして、その次が第3章、今の答申案の資料の7というのを読んでいますが、第3章の温室効果ガス、排出量等の現況と将来予測、これが11件ございました。その他は各章とも大体6件程度の意見、提言が出されております。その反映状況でございます。その(3)、資料1—2では、1、(2)のウにありますけれども、AからFまで、「全部反映」から「その他」まで6つの区分で反映あるいは反映をしないという形で区分しております。

それで、資料No.1—3をご覧いただきたいと思います。A3判横、資料No.1—3でございます。右上に反映状況の区分、AからFまでの考え方を記載しております。Aは全部反映ということで、意見のとおり反映させていただいたと、Bは一部反映。一部について反映させていただいたと。Cは趣旨同一ということですから、そのような趣旨で計画案は記載されています、計画されていますというものでございます。Dが参考、これは修正はしないけれども、施策等の参考にさせていただく。例えばその資料No.1—3の4番ですが、これは釜石地区の説明会で出ましたけれども、海藻、それらについても二酸化炭素の排出削減効果があるということでブルーオフセット、いわゆるオフセットの対策として位置づけてほしいということでございました。これにつきましては担当の農林水産部の方で今後の取組の参考にさせていただきたいということで、今回の計画にはこの趣旨は掲載しませんけれども、今後の取組の参考にはしたいということでございます。

次がE、対応困難、これにつきましてはそのページの2番ですね、これ久慈地区で出された提言でございますけれども、そこの意見の概要に、2行目ですが、雪の中で車中で過ごさなければならぬ事態に至った場合、アイドリングストップによって凍死の可能性が生じる。それで、これについておかしいのではないかというお話がありましたけれども、右に書いてありますが、アイドリングストップは、あくまでも二酸化炭素の排出量の削減の目的で

あるものであって、そういう趣旨でできる範囲での協力をお願いする。何も車中、雪の中に入った時にアイドリングストップをしてくださいという趣旨ではありませんよということで、これについて計画に反映するのはできないと、これが対応困難ということにしております。

F、その他、これは計画には反映するようなものではない、主に質問等でございます。その中でいきますと、例えば8番なのですが、地域の公民館や老人保健施設にも太陽光発電の再生可能エネルギーの導入を進めてほしい、これは要望ですね、質問とか要望。これにつきましては、計画というよりも県の今後の事業に対してそのような事業を行ってほしい、取組を行ってほしい、計画というよりも個別の要望ということで、これはその他扱いしております。ということで、この実行計画に反映されたものはA、Bということでございます。

それでは、次にその反映状況についてご説明いたします。まず、この資料No.1—2、2ページ目をご覧いただきたいと思います。これは反映した内容等について修正前と修正後ということで、対象にさせて、まとめてわかりやすいように資料は用意したものでございますけれども、資料No.1—3の要望がどのように反映されたかということでご説明していきたいと思います。

それでは、資料No.1—3の2ページ目をご覧いただきたいと思います。資料No.1—3の2ページ、黒く塗りつぶしてあるのが反映させた要望、意見、提言等でございます。資料No.1—3の2ページ、19でございます。これは、温暖化を気候変動という言葉で置きかえ云々、事象を取り上げ、もっと現在進行形の現実の課題であることを強調すべきではないか。要は、温暖化というものがどういうものなのか、それは次の20とも関わりますけれども、いわゆる県内の大船渡市の綾里のほうでは観測データもある。そういう温暖化、それらについて記載すべきではないかというようなお話でした。答申案の資料編の1でございます。そこに地球温暖化の現状ということで、地球温暖化のメカニズムあるいは大気中の温室効果ガスの濃度、次のページには地域の綾里も含めた二酸化炭素濃度の経年変化あるいは世界平均気温の変化ということでご提言いただいた温暖化、気候変動あるいは大船渡市綾里地区での観測データ、これらを資料編に入れたということで全部反映ということの記載を行いました。

次に21番、この提言はCOP17についても記載すべきだということでございます。これにつきましては、恐れ入りますが、3ページでございます。第1章、計画の基本的事項の3ページ、その表の一番下に前回の素案ではこの平成23年12月のダーバンの会議の概要については記載しておりませんでした。もうこのダーバンでのCOP17は終わりましたので、その

内容について、その概要を記載したということでございます。全部反映ということですが。資料No.1—3の23番、これは9ページでございます。9ページ、ここにリーマンショックによる排出削減、二酸化炭素の排出削減ではないのかというようなご指摘でした。そこで、リーマンショックというか、それは一つの現象なのですけれども、全体を包含する形で金融危機の影響による景気後退とも相まって低減傾向にある。二酸化炭素排出量が低減傾向にあるということで、そこに加筆をして全部反映ということにいたしました。

次、資料No.1—3の3ページでございます。これは10ページでございます。地域協議会の活動状況、これが適切な記載の仕方なのかということでございます。そこで見直しを行いました。一部反映ということですが、各地域の地域協議会の活動状況、その活動を端的に表現いたしまして、実際多く行われていますのが環境講演会とか、学習会の開催、あとはキャンドルナイトとか、各キャンペーン等が実施されていますので、そういう取組を例示として記載したものでございます。

次に、3ページの27番、これは電力需要の増加要因にオール電化が挙げられるのではないかと、ということでございます。これについては22ページでございます。民生家庭部門全体の中で、その電力需要の増加、その要因にオール電化住宅の普及、これを追記いたしました。27番ですね。そして、今度資料No.1—3の3ページの30番、こちらはエネルギー使用量が、前の記載の表現では不適切だということで、これについては27ページでございます。この26ページの表等を見ますと横ばい傾向にある。一時期横ばいに転じて、それから減少傾向に入ったということで、その表現を平成17年度以降、増加から横ばいに転じている中でガソリンからの排出量は減少と。乗用車全体に占めるクリーンエネルギー自動車等の割合が増加したことがその原因と、そのような表現に記載を改めております。

次が32番、同じような指摘だったのですが、自動車の保有台数は年々増加と書いてあるけれども、横ばいではないのかということでございます。これにつきましても実際横ばいに入っています。27ページの図3—12でございます。一番上のグラフですけれども、これは大体2005年からほぼ横ばいという状況でございますので、ご指摘のとおり表現を改めたというものでございます。

それでは、次4ページをお開き願います。資料No.1—3の4ページ、これはご意見は節水もCO₂の削減に寄与するはずだと、節水を促す加筆をすべきだということでございました。これにつきましては、資料編の方に20の取組ということで、県民の皆様に取り組んでいただきたい項目、これを資料編の資料No.3ですね、ちょっと後ろの方でございますけれども

も、資料編の資料No. 3に20項目の省エネの取組ということで、この中に節水等の呼びかけもしておりますので、そちらに反映しているということで一部反映という形をとりました。

それでは、次の資料No. 1—3の5ページでございます。55番、これにつきましては緑地の関係で公園の緑地の整備等に家庭での植栽を含む都市緑化の推進等、これも対策として記載すべきではないかということでございます。これにつきましては、対策編の58ページをお願いいたします。58ページの施策の推進方向、緑化等の推進ということで、ここに「公園緑地の整備と家庭での植栽を含む都市緑化の推進」ということでご意見の要望を反映させております。

以上がパブリックコメントで出されました意見の中で反映したものの状況でございます。

ということで、資料No. 1と2に戻っていただきまして、結果として資料No. 1—1、(2)のウでございますけれども、58件の意見、提言、要望、質問のうち全文反映させたものが8件、一部反映が2件、趣旨同一として取り扱ったのが5件、参考とさせていただいたものが9件、対応困難が9件、その他25件、そのような内訳になっております。

以上がパブリックコメントの状況でございます。

それでは、次に1月13日に開催しました環境審議会大気部会でいただいた意見の反映状況等について、資料No. 1—4と、今の資料No. 1—1、答申案と対比しながらご説明いたします。まず、資料No. 1—4、最初のご意見でございますけれども、「創エネルギー」という説明、これが66ページに「創エネルギー」ということでゴシックで表記いたしました。あわせて43ページに「省エネルギー」という表現があるのですけれども、43ページの「創エネルギー」に対比されるものが「省エネルギー」ということで、43ページ、66ページ、「省エネルギー」と「創エネルギー」はゴシックで表記いたしました。

次に、2番です。国内外の情勢について、国内と国外の記述の区別、わかりやすくして欲しいということでございます。これにつきましては、1ページから4ページ、前の方に戻っていただきまして、1ページから4ページでございます。1の計画策定の背景ということで、国外の動き、2ページ、国内の動き、4ページ、これは再生可能エネルギーですね、国外の動き、国内の動きということで、国外、国内、これを見出しをつけて記載したものでございます。

次に3番、再生可能エネルギーの比率について、引用関係がはっきりしないということでございます。これは4ページですね、4ページの上から5行目ですか、再生可能エネルギーの比率は、その赤字はなかったのですけれども、これの引用がはっきりしないということ

で、そこに「エネルギー白書2010によると」ということで引用をはっきり記載いたしました。

次に、4番でございます。これは38ページでございます。これは目標設定の考え方が他の目標には記載されていますけれども、この(2)の再生可能エネルギーの導入目標にはないのではないかということで、これについては追記しております。そこで、赤で書いていますけれども、目標設定の考え方ということで、そこでちょっと訂正があるのですけれども、再生可能エネルギーの種類ごとに近年の導入推移や、その次に加筆をお願いしたいのですが、「各種対策の実施による導入見込量」、そして事業者の開発意向調査の結果等を踏まえて導入目標量を設定したものと。「なお」ということで、そのような形で考え方を記載いたしました。今追加したのは、導入の推移あるいは事業者の開発意向調査、これはヒアリング等を行って確認しましたが、それはもちろんですが、各種対策、それによる導入見込量も含んでの目標設定でございますので、今の点を加筆させていただきたいと思っております。

次に、5番です。再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量56万2,000トン、これは同じページ、38ページの下でございます。これについて、39ページとか、他にも同じように二酸化炭素削減量という記述があるのですが、違うのではないかとということで、その整理が必要ではないかとございまして。そこで、まず38ページですけれども、この56万2,000トンの考え方、計算式をそこに記載しました。56万2,000トン、これはその10年間でどれだけ削減されるか、これはエネルギー種別ごとにその係数等も掛けて、年間の削減量、二酸化炭素削減量を記載したものでございます。それから41ページの下の方の表ですが、再生可能エネルギー発電導入による削減量ということで、そこに記載してありますとおり、56万2,000トンという記載はございません。これは、比較年度が違うというのがその原因でございまして。注意書きの一番下に※で再生可能エネルギー発電導入による削減量ということで、前のページについてもここで再度説明いたしました。そのような形で、ちょっと難しい部分あるのですが、これについて確認したいという場合はここを読んでいただければわかるようにいたしました。

次に、最後6番でございます。これは、1ページでございます。これは残念ながら反映させなかったのですけれども、この「はじめに」の中に県民計画や環境基本計画との関係も加えた方がよいのではないかとご意見でございました。これについていろいろ検討いたしました。ただ、なかなかその文書中でのバランス、そして正確な表記の仕方がちょっと難しいということがございます。あわせて第1章の3の計画の位置づけですね、その中に、これはページでいきますと6ページですが、第1章の3の計画の位置づけの中に、この計画がい

わて県民計画あるいは環境基本計画の中での位置づけあるいは条例、法律に基づく位置づけということで、ここで詳しく記載しておりますので、「はじめに」の中には記載しないということにいたしました。

以上が大気部会での意見の反映状況でございます。

そのほか、あわせて追加なのですけれども、昨年12月9日の県議会の常任委員会におきまして、この素案について説明いたしました。その時に出されました意見の反映状況ということで、資料としてお出ししていませんけれども、3点ございましたので、簡単にご説明したいと思います。

最初に、54ページをご覧くださいと思います。54ページから、それがちょっと反映させているのですけれども、先ほど部会長の方からもお話ありましたが、1つは鉄道ですね、モーダルシフトという考え方なのですが、前は港湾のみをモーダルシフトの転換ということで記載しておりました。これは、モーダルシフトといった場合は港湾、鉄道が関係するのですけれども、いわゆる陸上、海上輸送、いわゆる鉄路が該当するのですが、県の担当部と、所属担当課ということになりますと、港湾のみで、鉄道の担当課がないものですから、鉄道という表現はなかったのですけれども、やはりこのモーダルシフトというのは鉄道も踏まえて考えるべきだと思いますので、記載を変更しております。そのウの運輸部門の赤で書いていますが、県内港湾や鉄道を利用した貨物輸送への転換です。

次のページですね、56ページ、ここは部会長からも説明ございましたけれども、施策の推進方向、鉄道、貨物輸送、そしてその説明書き、対策等を加えております。もう一つなのが、ご意見は54ページにございますけれども、EV車の関係です。真ん中のクリーンエネルギー自動車の導入促進ということで、電気自動車、EV車の普及に向けて、当初は急速充電器などのインフラの整備支援と書いていたのですが、ここに電気ステーションという記述もあっていいのではないかとということでございました。将来的にそういった電気ステーションという支援、施策もあり得るのかなということで加えております。

最後、12ページからでございます。これにつきましては、先ほど部会長からお話ありましたけれども、12ページ、13ページ、14ページ、15ページということで、これにつきましては現状について、県だけではなく市町村とか学校、教育施設、民間施設、そういった現在の状況を資料として加えるべきだというご意見をいただきました。それで、12ページから15ページまで、そういったデータを少し詳しく載せたということでございます。以上が意見、提言の反映状況でございます。

最後に、資料編を再確認したいと思います。資料編をご覧いただきたいと思います。資料編の資料1は、先ほどお話ししましたとおり、地球温暖化の現状、これをポピュラーな形で一般的に記載しております。2ページ飛んでいただきまして、この資料の2ですね。ここには、二酸化炭素排出量の算定方法ということで、岩手県における二酸化炭素排出量の算定方法、大きく記載しております。これは、国から示されております算定方法をもとに、本県独自で算定しているものも加わっております。ですから、これが各都道府県が同じやり方というわけではございません。本県の場合、このような形で排出量を算定しております。なお、出典資料にありますけれども、例えばその上から3つ目、農林業の総合エネルギー統計、これが最も各項目にも出てきますけれども、基本的な統計資料でございまして、これが出てくるのが2年後と。そのために、CO₂の排出量の算定が2年後になってしまうという事情がございます。

次のページです。資料の3でございまして。ここに、先ほど言いましたけれども、20の取組項目、県の方で県民の皆様方をお願いしております20の省エネの取組を加えました。

資料の4からは、県の各施設への導入の状況でございまして。これが太陽光です。そして、次のページは住宅用の導入状況、その他風力、地熱、水力、バイオマス発電、各施設の状況、立地状況について記載いたしました。

資料の5以下からは、これは再生可能エネルギーの賦存量のマップということで、太陽光、次のページ太陽熱ですね、風力、地熱ということで、地域別にどこが適した土地であるか、そういったことを地図で表記しております。

資料の6は、計画の策定経過、そして資料7は先ほどご説明いたしましたパブリックコメントの概要、資料8がアウトプット、インプットの指標一覧でございまして。そういった各指標について目標を定めて県として取り組んでいきたいというものでございまして。

資料9、用語解説、そして資料の10が関係条例を載せたという形で、今回資料編もすべて掲載して答申案として作成しております。

以上が補足の説明でございまして。

○海田会長 どうもありがとうございました。

ただいま地球温暖化対策実行計画についての答申案につきまして、大塚部会長と、それから事務局から報告、説明をいただきました。この答申案につきましては、前回の審議会におきまして中間答申ということで皆様方には一度ご審議をいただいて、その後パブコメ、議会、それから大気部会の意見を踏まえてこういう答申案を策定したということでござい

す。この答申案につきまして、ご意見とかご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○竹原委員 すみません、前回も話しましたが、森林吸収量に関して、やはりいまだに私はよくわからないというのが現状です。41ページを見ていただきたいです。41ページのところに森林の吸収量を加えることによって30%の削減ということで書かれてはいるのですが、平成2年に関して、森林吸収量が斜め線になっていて、考えていないのです。平成2年は森林吸収量等を算出した排出量合計の欄に1万4,202というような数字が出ています。平成2年では森林吸収量を考えていないのに、それが平成32年になると△の1,916という数字が出ています。それに対して、1,916増やしますよということなのですが、実は35ページのところで、県としては平均1,916の吸収量があるというような数値が書かれているのですけれども、平成2年に関しては、数字が何もありませんよ。ということは、1,916増やすのだけれども、実際吸っているのは1,916ですよと、増やす量と現状との数字が混同されているのではないのかなという気がするのです。もう少し言うと、平成2年の1万4,202というのは、森林吸収量はゼロという考え方で計算しているのではないのかなと。その辺はどうなっているのでしょうか。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 ご指摘はごもっともというか、よくそのようなお話はいただきます。実は、平成2年の時は京都議定書に基づく算定、吸収量の算定をしておりませんので、この平成2年のデータというのはないと、そのような推計はしておりませんので、ここはなしということです。ただ、それ以降京都議定書のルールに基づきまして、岩手県の森林が有する吸収量、いわゆる吸収効果、それが公表されております。ということで、平成2年では現実問題としては当然吸収はあったのですけれども、それが算定されていないということで斜線にしております。そして、平成32年あるいは平成20年は、これはきちっと公表されておりますので、それは掲載させていただいたと。ですから、これは増えている量というよりも、平成32年でどれだけの森林吸収が行われているか。目標であり、平成20年は現状ということになりますけれども。ですから、平成2年との比較という表現がおかしいと言え、そういうご指摘も当たるかと思うのですが、平成2年はそういうデータが全くなかったと。平成32年度は、目標としては191万6,000トン、これを吸収量として見込む、その効果は13.5%相当だということで、このような表で記載しております。

○竹原委員 だから30%減らすという意味が成り立たないわけですよ。計算上はそうでも、現実問題は30%は減らせないということですよ。もっと低い数字になるわけですよ。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 それでいくと、京都議定書自体がその時も本来は吸収量はあったけれども、ある意味ゼロベースだったわけです。それが、京都議定書で算定ルールでいきなりといいますか、そこから吸収量が発生したと。当然算定される前も吸収はあったということです。それでいけば、同じ考えです。ですから、確かに京都議定書の一般的におかしいと思われるのは、急に京都議定書ができたから森林吸収が始まったわけではない、過去からずっとあると。ただし、数値として出るのが京都議定書からということです。ですから、それは京都議定書も削減の割合の中に見込むというルールですので、本県もその森林吸収分を削減量に割合として見込んだ、量としても見込んだというものです。

○竹原委員 わかるのですけれども、それを間違えないでほしいというか、皆さんにちゃんとその旨を伝えていただかないと、30%というのは過大な数字であると思っただきたいなという部分があります。

同じような意味合いでは、73ページから森林吸収源対策、森林の対策の話があるのですが、実際整備したら、その吸収量が本当に増えるのかというのは議論があるところで、そういうことは一切無視して何をやればいいのかということが書いてあるだけであって、前回は質問しましたがけれども、年によってすごい吸収量の差があるわけで、それを平均化して数値化しているのですけれども、こういう整備をやるからどうして減るのかというのが、何か一段階飛ばしているのでは、なかなか理解できないというか、それに我々はあまり参加したから何か関与しているかということがわからない部分があるので、こういうことはやりますよということはいいのですけれども、どうも森林の扱いに関して、ここで深く入れない部分があるのではないのかなと、割合も十何%、高い割合を占めていますので、ちょっと私としては心配な部分があるというか、説明が難しい部分があるのかなと思っております。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 ご指摘ということで承りたいと思えますけれども、35ページにありますけれども、これに詳しくは書いておりませんが、森林吸収量の算定に当たっては、放置した森林は、天然林は別として、吸収量としては放置をすればどんどん下がっていくと。これは、恐らく科学的に吸収効果が下がるのだと思いますので、その辺も踏まえて農林担当部にはきちっと森林管理をしていただく、そういった意味でも目標は必要だということで、今回記載はさせていただいたというものでございます。

○海田会長 間伐をちゃんとやると、森林の面積、森林吸収量を増やせるというのがどこかにあったのですが、そういうことでもないのですが。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 森林吸収量で算定する場合のルールが

結構ありまして、これはちょっと専門家でないので、詳しくは言えないのですけれども、やはり下草刈りとか間伐とか、そういったことをすることによって樹木が太くなって、それによって葉っぱも生えて、森林吸収量が増えていくと、そういう樹種によってもいろいろ算定式があつて、それをしていかないと吸収量は下がるというような科学的な話なようでございます。

○海田会長 はい、どうぞ。

○野澤委員 35ページのこの図なのですけれども、これを一般の人が見たとき、非常に理解しにくいですよ。要するに、算定方式が違ったために違いが出るのではないかと思うのです。もしそれが先ほどのお話のようなことであれば、ここでこういう施策を打って、間伐がこれだけ進み、それによって成長量はこれだけ増えて、蓄積量が増えたからこれだけ増えるというところにつながっていないといけないのですが、このグラフだけぼんどこへ載ると、非常にわかりにくいのではないかと思うのです。むしろここに載せる表としては、例えば森林面積は岩手は2位だというのであれば、1位から5位の道県はどういうことになっているのか、その中で岩手はどういう位置にあるのか、あるいは蓄積量はその中ではどういう位置づけになっているのか、それに伴う吸収量はどうなっているのかとか、そういったことが例えば2009年でもって比較がされていくというものがあると、岩手はこういう位置づけにあるのだなということが理解でき、いわゆる山の管理ももっと徹底していこうではないかということにつながるのではないかなというような意見であります。

それから、もう一点で、今さらという感じもしますが、1ページ目の下から8行目ですか、「世界的な人口の増加や経済発展は、温室効果ガスの排出量の増加をもたらしており」、経済発展は温室効果ガスの排出量の増加と直結してしまっているものですから、これはむしろ化石燃料をベースとしてきた経済発展はとか、一言ここに必要ではないかと思えます。

以上、2点。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 後段のほうは、検討させていただきます。

前段のほうですけれども、森林吸収量の前提となる基本的な現状の記載ということと受けとめましたけれども、これについては担当課の方に、この中にそういった形でデータの追加ができるかどうか、それは確認したいと思えます。

○海田会長 35ページのは、突然減ったり増えたりしていて、ちょっとわかりづらいというか、理解しづらいところもありますので、少し検討していただきたいと思えます。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 はい、わかりました。ただ、吸収量のこれは、私たちの方でもおかしいのではないかという話はしまして、ただいまちょっと過渡期のようなものですから、いずれは吸収量は安定化していくのではないかなと、これは期待はしているところです。

○海田会長 そのほか。

○渋谷委員 森林吸収量のことについては、実は私が前任のところの林野庁にいた時にこの担当をしております、全国をランダムに森林を選んで、無作為に選んで、抽出をして測定をするという、林野庁としては全国ベースで考えているので、各県に落とすとどうしてもばらつきがでる可能性は否定できないということで、こういう表になっているのだと思います。全国ベースで見ると、きちんと全体としての森林吸収量は増加しているという結果が出ていますので、表示の仕方ではないかなという気がいたします。

それと現状認識なのですけれども、これで言うと9ページなのですが、赤線で金融危機の影響による景気後退というようなことがありまして、パブリックコメントを受けて書かれているのですけれども、岩手県の場合はこれでいいのかという確認なのですけれども、昨年の暮れに環境省の方が速報値を出してまして、これにリーマンショック後の話がちょっと出ているのです。読みますと、2008年に発生したリーマンショック後の景気後退からの回復の中で、製造業等の活動量の増加に伴い、産業部門からの排出量が増加した。それから、猛暑厳冬により電力消費量が増加したことによって、前年度の総排出量に比べると3.9%全国ベースで見ると増えているというような報告になっています。これは岩手県の事例ですから、現状認識として岩手県内としてはこの表記でよろしいのかということをちょっと確認をしておいた方がいいかなとも思います。

それから、多分落丁だと思えるのですけれども、15ページの太陽光発電の課題のところ、発電コスト、メガソーラー、土地利用開発規制とあって、課題はこれだけのように見えるのですが、あの方のスマートグリッドなんかにも関係するのですけれども、接続に伴う様々な問題とかがあるはずなので、ここだけ「等」が抜けているようなところがあります。多分ミスかなという気はするのですけれども、その点、2点ちょっと確認をしておきたいのですが。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 9ページの方、確認いたします。ただ、本県の場合は全国の傾向とは逆の動きをしております。

あと、次は15ページ、これはご指摘のとおり、「など」ということをございます。

○海田会長 そのほか何かございますでしょうか。皆様方、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○野澤委員 これは私の意見でありまして、このことに対してとやかく言うあれはないのですが、答申案はこの資料編を含めて非常に充実して、この10年間の施策としてはよくできていると認識をしております。ただ、この中でも43ページにも記載されているとおりに、化石燃料はそもそもの地球温暖化の大きな根源をなしているわけで、特にこの半世紀の間に直接、間接的にこの化石燃料への依存が急激に進んだことによって、こういう事象が起きているわけです。ですから、例えば7ページの表1を見ますと、畜産であるとか、水田なんかもかなり問題があるような記載の感じがいたしますけれども、要は何千年と続いてきた農業に問題ありというのは非常におかしい問題であって、やはり化石燃料にターゲットを当てるべきであろうと思うのです。特に前知事時代でありましたけれども、岩手県が手本としようとしたスウェーデンベクショー市は、1994年に化石燃料ゼロ宣言、ゼロを目標とする宣言をしているわけです。すべてがそういう施策の中で再生可能エネルギーへの大転換を図っているという事実があります。

あと温暖化ガスのピークというのは、要は化石燃料を使い果たした時にやってくるわけです。いろいろな施策が行われていますけれども、化石燃料の使用ゼロとしない限り、このピーク時期がわずか50年とか、延ばしても100年まで延びるかどうかわかりませんが、いずれそこにピークが来てしまうと。そういうことを考えますと、思い切った再生可能エネルギーへの変換ということがやられなければ、この地球温暖化は食い止められないというのが、これは私の持論であります。岩手においては、昨年のおあいう大震災等の対応に全力を挙げている中で、今パラダイムを大きく変えるということは、震災復興であるとか、経済活動に大きな混乱を出すと思いますので、「この10年間で再生可能エネルギーへの大転換をなす」というような危機感を持った新たな計画をしなければいけないのではないかなというように感じております。これは、私からの単なる意見でございます。

○海田会長 ありがとうございます。

そのほか何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

○篠木委員 ちょっと細かいところで、大変恐縮なのですが、44ページのうちエコ診断のところ、うちエコ診断の下の方の記述に、CO₂排出量が増加傾向にある家庭でのCO₂排出量削減に効果があるという、その記述なのですが、ちょっと2点読んでいてわからなかったことがありました。CO₂排出量が増加傾向にある家庭でのというのは、排出量が

増加していない家庭もあるし、減っている家庭もあるし、増えている家庭もある、その増えている家庭でのという話なのか、全体的に見ると増えているのだから、減らせという意味の記述なのか、どういうイメージで家庭をとらえているのかなというところがちょっとよくわからなかったので、その辺がどうなのかというのを伺いたいのと、それから効果があるものと期待されているというのが本当かなという気もしまして、うちエコ診断は結局自分の家庭でどういう排出になっているかという、それを気づくものというか、認識するものであると私は理解しているのですけれども、そのときに、ああ、思ったよりも車ってすごいのだとか、そういう考える契機になるものであって、それがすなわち減少への効果があると書いてしまっているのかなと、ちょっとそういう疑問がありました。

それと、あと資料3のエコライフチャレンジのところ、20の項目が書いてあって、これはこれですごく、これをやっていきたいと思いますということを提言していくのはすばらしいことだと思うのですが、右の方の数字が最初の金額の方は年間で、排出削減量は1日当たりになっていて、何となく単位が違うというか、こっちは1日で考えていて、こっちは年間で考えていてという、何となくどういうことなのかと、最初混乱してしまいました。あとテレビを消すとか、消灯するとか、それぞれ非常に重要だと思うのですが、どのくらい消しているとその42という数字が出てくるのかとかもわかるといいなと思うのですけれども、それはこの上のホームページを見ればわかるということなのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 初めに、44ページでございます。そのうちエコ診断、コラムの下から1行、2行でございます。確かにご指摘のとおり、CO₂排出量が増加傾向にあるという説明書きは、これはおかしいかなと思います。

次の効果があるものと期待されていると、これは実際うちエコ診断をやる中で、無駄というか、もっと節減、排出抑制ができると、その場合、その方法論もお話をして助言しまして、それによってどのくらい削減になるか、さらにそれを、たしか一月、二月かけて、その効果を把握しているかと思えます。そういう意味では、期待できるのではないかと思えます。

もう一つが資料編の方ですけれども、ちょっと単位の変更については可能かどうか、これは国等の資料等をもとにこの項目をつくっていると思えますので、そこは確認して、今のご指摘の点、やっぱりお金の方はどうしても年単位でないと少額過ぎますので、それに合わせられるのかも含めて、検討したいというふうに思えます。

○海田会長 このホームページ見れば、テレビをどれくらい消すとというのは出ているので

すか。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 それについては、この元データの資料を確認しないと回答できかねます。県のホームページに記載しているかどうかについても確認できておりません。

ホームページには、そのデータの根拠となる単位は記載されていないということです。

○海田会長 わかりました。そのほか何かご意見ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○佐藤きよ子委員 今の資料4の太陽光発電に、結構色々なところが導入しているのですけれども、設備とか、メンテナンスとかの関係で、導入していない時と比べてやはり凄く効果があったのでしょうか。もしとても経済的にも良かったというものがあったのならば、お知らせください。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 太陽光発電の場合の効果ですけれども、今県内では大体太陽光発電を設置する平均的な電力量は、4キロワットのものをつけております。この4キロワットのパネルをつけますと、1世帯当たり約4分の1、25%の削減に効果としては出ます。

次に、コストの面についてです。現在、国の余剰電力買取制度と補助金で、これ10年間なのですけれども、プラスそれ以降、大体耐用年数が15から20年なのですけれども、10年過ぎると今度電力さんに余剰電力ではない形の価格での販売になります。大体15年、20年すればほぼとんとんというようになっていきます。ただ、メンテナンスは余りかからなくて、10年ぐらいうるとパワーコンディショナー、大体10万円ぐらいうると聞いていますが、その交換は必要ということだそうです。

○佐藤きよ子委員 実は、去年あたりに、うちの近くのソーラーを導入した家の話ですけれども、雪がずっと積もってほとんど役に立たなくて、あと途中の管が凍って困ったなという話があって、暖かいところはとてもいいかもしれないけれども、雪に埋もれたところはなかなかこういうのも大変かなと思ったので、今ちょっとお尋ねしました。

○平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 温水器ですか。

○佐藤きよ子委員 屋根に設置しますよね。だから、パネルの上に雪が積もって、もうほとんど去年なんかは凍って、屋根から氷が解けることがなくて。それからあと、扱いが悪かったのかもしれないけれども、そこで温めたのが落ちてくる管が凍って修理が大変だったと言っていました。いつも暖かいところはいいけれども、気候の厳しいところ、つまり雪の積も

るところは大変なのかなと思って、今ちょっとお尋ねしました。

○平井課長 恐らく太陽光には2種類の使い方がありまして、発電と温水があります。温水器の場合は、一般に置いてある平たい温水器は冬場は岩手だと凍ってしまいます。ですから、冬場の温水効果は非常に期待できない。ただ、今真空管方式、丸いガラス管のようなのが載っているお宅もあると思うのですが、あの場合は冬場でも温水供給はできると聞いております。

○佐藤きよ子委員 ちょっとよくわからないものですから、お聞きしました。ありがとうございます。

○海田会長 そのほか何かございますでしょうか。

それでは、本日ご審議いただきました地球温暖化対策実行計画の基本的方向についての答申案でございますが、先ほど少し検討するところ、それから修正するというところもございましたので、それらを修正した上で知事に対して提出するという事にいたしましてご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

「はい」の声

○海田会長 それでは、答申書につきましては、今申し上げましたとおり修正、検討して知事に提出するという事にします。

次の議題でございますが、議事の2つ目です。環境基本計画の指標の見直しについてを議題とします。事務局から、まず説明をお願いいたします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 環境生活企画室の企画課長の伊勢でございます。座って説明させていただきます。

資料のNo. 2をご覧くださいと思います。前回11月7日の当審議会におきまして、環境基本計画の指標の見直しを主に東日本大震災津波の影響に伴った見直しを行いたいということでご説明していたところでございますけれども、その作業が整いましたので、お諮りしたいというものでございます。

資料No. 2の1ページだけは、今日差し替えした資料をご覧くださいと思いますが、変更になっているのは一番下の17番の信号機のLED化率、これの新指標の目標値が入った、この1点のみでございます。

それでは、資料No. 2に沿ってご説明させていただきます。まず、この表の見方でございますけれども、まず一番左側の施策項目は環境基本計画の施策項目でございます。次が指標No. とありまして、これは単純に上から順番に番号振っているだけでございますので、これ

からは全部何番と申し上げましたら、この番号だと思っていただきたいと思います。現指標と申しますのは、今現在ある環境基本計画に設定されております指標のことでございます。今本に書いているとおりにここは載っているということです。

その次が、真ん中あたりで、指標見直しの要否とありますが、変更なし、数値変更、内容変更、目標設定困難と並んでおります。変更なしは、そのとおりこのままいくというもので、数値変更は数値のみ変えたもの、内容変更というのは似たような性格の指標ですけれども、他の指標に置きかえてあるものです。目標設定困難は、現在の指標でも数値目標を設定できないし、あと当面代替指標は見当たらなかったものを目標設定困難と書いております。その次の理由は、それぞれそうなった、丸をつけた理由で、その隣の新指標というのが新しく変えたことが書いてあります。変更なしというところに丸がついているものは、全部この新しい方は網かけになっております。本日は、この黒く網かけになっているところのご説明はいたしません。そして変わったところのみご説明したいと思っております。

では、まず1ページの上からまいります。指標ナンバーの1、2、8、9、この4個に関しましては、ただいまご審議いただきました温暖化計画、この指標の変更に伴いまして、数値が変わったものでございますので、説明は省略させていただきます。

そこで、まず11番からまいります。11番、チップの利用量、これに関しましては再生可能エネルギーの導入促進に向けた一層の施策を実施することとしているという農林水産部の回答でございまして、目標値を7,400トンから1万トンに変更しようというものでございます。

次に、15番ですけれども、15番は内容変更ということでございまして、市街地における主要渋滞ポイント解消・緩和率なのですが、県内の主要交差点における混雑多発箇所の解消・緩和率というものに変えます。具体的には、混雑多発箇所36カ所中19カ所を27年度までに解消しようとするものという新たな設定をしようとするものでございます。

17番は、お送りした資料では調整中となっておりました信号機のLED化率でございまして、これに関しましては復旧工事で置きかえられる信号機は、今LED信号機しか販売していないそうでございますので、全部LEDに置きかえるということですので、23年中に39%まで達成してしまうということで、そこから以降は前倒しで整備したので、緩やかな増加ということで、27年が41から45%に上方修正されるというものでございます。

2ページにまいります。2ページの20番、森林資源を活用した排出量取引等による二酸化炭素排出削減に取り組む事業者数、この指標は農林水産部では再生可能エネルギーの導入促

進の方に施策の軸足が移っている関係もございますので、産業分野の木質バイオマス導入事業者数に変えたいということでございます。ただ、これは第2次アクションプランに設定されております指標ですので、平成26年までの設定で30ということになっております。

次が32番で、産業廃棄物の自県内処理率でございます。これに関しましては、震災の関係で災害廃棄物の増加が見込まれることの間接的影響があるということと、あと復興のための建設土木工事が沿岸の方で発生するのではないかと考えられることから、その影響等を勘案いたしまして、自県内で処理することを基本的に目指すという目標から、過去5年間の平均の自県内処理率を維持するというような目標に変更しようとするものでございます。

次、3ページにまいりまして、指標No. 38です。農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数でございますけれども、これを地区ではなくて協定数に変えたいということで、1つの協定でも二、三地区の場合もあるし、1地区の場合もあるということで、施策の成果をダイレクトに数えるような指標に変えたいということで、基本的には変更はないものでございます。

39番、漁場環境保全活動に取り組む地区数でございますけれども、これは海辺の漁村等の消失がございますので、水産業の復興が果たされるまで目標設定は難しいということでございました。それで、今ここ指標名に設定しないとありますけれども、指標自体は一応残してこの場に設定しておきますけれども、目標値、H27年度とありますけれども、ここに設定しないと書き込もうと思っております。指標名ではなくて、目標値の方に設定しないという書き方にしたいと思っております。

次が46番、森林面積、これは現状維持を目指すという指標なのですけれども、平成21年の数値が出ましたので、その数値の現状維持にするということで、中身は変わっておりません。

47番は、中山間地域等直接支払制度に取り組む面積で、これに関しましては理由のところですが、被災農用地の復旧とか、あるいは土地収用等が予想されまして、現状目標設定がなかなか難しいということですので、とりあえず平成22年の現状の維持を目指すという目標値にしようとするものでございます。

指標No. 48は、先ほどの指標No. 39と同じ内容でございます。

4ページにまいります。指標No. 66、県民一人当たり都市公園面積ですけれども、これは平成21年の実績が判明しましたので、その数値から毎年0.2平方メートル増やすというものに変えるもので、考え方としては同じものでございます。

次が70番、県管理道路における無電柱化延長でございますけれども、これは復興のために

平成23年はこの事業は全く進んでおりません。といった関係で、目標値の変更がございましたので、県民計画アクションプランに合わせまして、平成26年、27.9%という数値に変更しようとするものでございます。

76番、水生生物調査参加率、こちらに関しましては今年度沿岸を中心に参加する小学校の数がかなり減ってございます。なので、前回の目標は10%という今までにない目標値を立てて、全国1位ということでございましたけれども、何とか平成27年までに震災前の数値、8%まで上げようとするものでございます。なお、現状の数値から見ると、8%でも恐らく参加率全国1位は可能ではないかなと思っております。

次に、5ページにまいります。指標No. 81、小水力発電導入箇所数でございますが、これはエネルギー政策等の見直し、あるいは23年度現在県内3カ所に小水力発電が設置されているという現状値があるものですので、それから毎年1施設ずつ増やして行って、平成27年で6にしようということで、3カ所から6カ所に上方修正しようとするものでございます。

指標No. 83、環境にやさしい施肥技術の導入産地数でございますけれども、新たに設定する環境保全型農業に取り組む産地数、これが現在の指標を包含して第2期アクションプランで設定されるということでございまして、今後こちらの測定に切りかえるということでございますので、目標値を平成27年で72カ所に設定しようするものでございます。中身的には、大体同じようなものを計るということになります。

84番、漁業環境保全士の認定、漁業関係でございますので、先ほどのものと同様、水産業の復興が果たされるまで目標設定は困難ということで、これについては目標値の設定を行わないということを考えております。

86番、森林資源を活用した排出量取引等による二酸化炭素排出削減に取り組む事業者数、これは資料No. 20と同じですので、省略します。

次の88番、チップの利用量も指標No. 11と同じなので、省略します。

89番、グリーン・ツーリズム交流人口、これは震災により事業の廃止、縮小を余儀なくされ、実績把握が困難となっているということで、農林水産部の方で第2期アクションプランから一旦除くということでございますので、目標値を設定することを当分見合わせようと思っております。

90番、民宿・民泊受入農林漁家数、これに関しましては農林漁家の受入再開の目途が立っていないということで、体験型教育旅行受入学校数、これに置きかえたいというものでございます。なお、アクションプランでは、今までこの2つの指標がどちらも載っております。

て、環境基本計画ではこの前の民泊、民宿の方を載せていたのですが、同じ場所にあるこちらの体験型教育旅行受入学校数に変えようとするものでございます。

以上、表の一番下で90指標中、数値の変更17、内容変更5、あと目標設定を当分見合わせるもの4ということで、およそ30%の指標が何らかの影響を受けたということでございます。

以上でございます。

○海田会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から報告、説明がありました環境基本計画の指標の見直しについて、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○臼澤委員 申し訳ございません、この指標一覧の中で、直接私が今これからお話するのは、ちょっと要望というか意見であります。私は三陸で津波に遭って、今津波に遭った現状の瓦礫がなくなったところを見ると、私が生まれた当時の原風景を思い出します。私が生まれた大槌とか釜石のところを見ると、今コンクリートの堤防がなくなって、大きな干潟があり、松林があり、そういう立派なビオトープが一面に広がっています。ところが時代が経つにつれ、だんだんその昔の風景がコンクリートの堤防で囲まれてしまって、その干潟がなくなってしまいました。昨年3月11日の津波で堤防がなくなり、満潮になった時に見受けられるのは、堤防がなくなったときの大きなビオトープ、巨大なビオトープが目の前に広がっていることでした。この施策の項目の中で、3ページのⅢの自然共生社会の形成の中で、3の森林、農地、海岸の環境保全機能の向上ということで、今だんだん、だんだん干潟がなくなっている中で、現状では巨大なビオトープが目の前に広がっていますので、そのビオトープがあるということは海の環境、小さな生き物の環境、ひいては海を大事にしようとするようなことにつながっていくと思いますので、ぜひ巨大なビオトープ、以前と同じような干潟をだんだん、だんだん増やすような、そういう施策もこれから検討していただければと、そのように思っています。

以上です。

○伊勢環境生活企画室企画課長 今ご提言のあった内容は、どちらかというと復興計画の方に盛り込まれる内容のような気がしますけれども、それに関しましては環境に配慮した復興というようなテーマも設定されておりますので、担当部の方に伝えたいと思っております。

○海田会長 そのほか何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。皆さん方、よろしいでしょうか。

「はい」の声あり

○海田会長 それでは、ただいまの環境基本計画の指標の見直しにつきましては、事務局案のとおり変更するというご意向は、ご異議は皆さんございませんでしょうか。よろしいですか。

「はい」の声あり

○海田会長 それでは、事務局案のとおりとすることに決定します。

4. 部 会 報 告

自然・鳥獣部会報告について

○海田会長 続きまして、部会報告です。環境審議会条例第8条第3項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項でございます。本日はその審議結果について報告するものです。

それでは、自然・鳥獣部会の青井部会長さんから自然・鳥獣部会報告をお願いいたします。

○青井自然・鳥獣部会長 自然・鳥獣部会長の青井でございます。自然・鳥獣部会の報告事項は3件でございます。3件一括して説明をいたします。資料No. 3—1から3—3をご覧ください。

ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカに関する特定鳥獣保護管理計画の変更についてですが、平成23年12月5日に知事から諮問がありました。ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカに関する特定鳥獣保護管理計画につきましては、いずれも平成23年度を終了年度とし、平成24年度から次期計画策定に向けて準備を進めてきたところですが、ご存じのように平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の影響により、次期計画策定に係る生息頭数調査の延期を余儀なくされたこと、また上位計画であります第11次鳥獣保護事業計画の策定が1年繰り延べされたことなどによりまして、次期計画の策定を1年間繰り延べざるを得ない状況になりました。よって、現行の特定鳥獣保護管理計画の計画期間を、この3種についての計画期間を1年間延長しようというものでございます。

これらについて審議をいたしました結果、いずれの計画の変更についても適当であると認める旨、答申をいたしました。

なお、ただいま報告いたしました特定鳥獣保護管理計画の概要につきましては、配付資料をご覧くださいと思います。

以上で自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○海田会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

上位計画が1年間延ばされたということで、こっちの計画も1年間延ばすということです。

○永田委員 結論は、今青井先生がおっしゃったとおりなのですが、クマ、カモシカ、ニホンジカについての協議の中で、クマとカモシカの場合はすんなり決まりましたけれども、ニホンジカについてはかなりの議論があったということを申し添えていただきたいと思います。

○八重樫自然保護課総括課長 では、事務局の方から。シカの特定鳥獣保護管理計画の審議の際は、早池峰山にシカが最近増えているのではないかとということで、シカによる農業被害は昔からあり、最近も相当増えていまして、その問題もございますけれども、いわゆる自然の植生、大事な希少植物に対してもだんだん被害が進行しているので、早期にシカの実態調査をして、その対策を講じるべきだというような意見が出されたところでございます。早池峰山周辺のシカの生息状況については、今年度、秋田の東北森林管理局でいろいろな調査をしております、結果が出たばかりでございます。それで、東北森林管理局の方でも今後調査とか対策を講じていきたいということですので、県としても協働して対策について考えていきたいと考えてございます。

○海田会長 ありがとうございます。

そのほかご質問ございましたら。

「なし」の声あり

5. そ の 他

- (1) 平成22年度環境基本計画の進捗状況について
- (2) 東日本大震災津波に係る環境生活部の取組について

○海田会長 それでは、次の5番目のその他の報告と説明に移らせていただきます。

1番目ですが、平成22年度環境基本計画の進捗状況についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 それでは、資料No. 4をご覧くださいと思います。平成22年度の環境基本計画の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況についてでございます。

まず、1 ページ目でございますけれども、平成22年度は前の環境基本計画の最終年度でございます。それで、その最終年度の結果についてご報告することになります。前の計画は、やっぱり7つの環境施策の基本方向がございまして、60の指標を設定して進行管理を行ってまいりました。

なお、この22年度につきましては、東日本大震災津波の影響によりまして、基本的には平成23年3月11日以前の状況を基本として測定しているものでございます。なお、ハード系を中心に統計が取れなくなってしまうものもございまして、それにつきましては平成21年度の数値を使っていることをご了解いただきたいと思っております。

では、真ん中の表でございますけれども、達成状況でございますが、達成度80%以上のもの、これをいわゆるおおむね順調であるというふうに考えておりますが、35個で、その前年度より4個増えてございました。80%未満のものが25、全般的には順調な指標とそうでない指標が二極化しているといったような感じになっております。

7つの分野で達成度が特に高い分野は、4の健全な環境の確保、これは前年度も同様でございましたけれども、実施指標のうち80%以上が8個となっております。

一方、達成度の低い分野といたしましては、7の地球温暖化対策の推進の部分でございまして、こちらの方につきましては80%以上が9つのうちの3つということで、ただこれはその前は2つでしたので、改善しておりますけれども、全体的には達成度が低い状況ということになってございました。

では、2 ページ目にまいりまして、個別の分野につきましてかいつまんでご説明いたします。1番目のみんなの参加とパートナーシップによる環境づくりでございますが、意識啓発あるいは人材育成ということで施策に取り組んできたところでございます。①の環境学習交流センターを拠点としたアドバイザーの派遣、あるいは出前の座に取り組んできましたけれども、到達度は2つの指標とも80%未満という状況になってございました。

人材育成の観点、これは②、③のあたりですけれども、幼児期から環境教育をはじめ、様々な機会や場の提供、あるいは学習ツールの提供といったようなものを行ってまいりましたが、指標としてはすべての学校で環境教育が行われているということについては、達成しました。下から2番目の表の一番上の部分です。指標としては環境保全活動に参加する団体につきましては、少子化の影響で伸び悩んでいるというところでございます。エコクラブ、水生生物調査、温暖化を防ごう隊、こちら辺を合算したものでございます。

こうした状況を踏まえまして、3 ページ目でございますけれども、(2)に主な課題と今

後の取組というところで整理しておりますが、様々な啓発事業により関心は高まっているということではございます。しかし、なかなか具体的な行動に結びついていないという状況が依然として見られましたので、今後とも環境学習センターを通じた取組によりまして、一層の環境学習機会の拡充を図っていく必要があると考えております。

2番目、多様で豊かな自然との共生の確保でございます。②の生物多様性の確保ということで鳥獣保護区面積、こちらにつきましては達成度100%以上となっております。

また、次のページにまいりまして、県民1人当たりの公園面積あるいはビオトープ整備数などは順調でございますけれども、育成複層林面積につきましては、公共事業の縮減あるいは林業の問題とかいった昨今の情勢によりまして、達成度が低くなっております。

主な課題と今後の取組でございますが、官民協働での保全活動のさらなる展開ということで、グリーンボランティア活動の促進、あるいはシカやクマの被害が依然多発しておりますので、対策を講じる必要があると考えております。

次が3の快適でうるおいのある環境の創造、①のアですが、汚水処理人口率は高まってはまいりましたが、80%未満であるということで、これにつきましては5ページにまいりまして、(2)の課題と今後の取組のところに記載がありますけれども、上昇はいたしました。が、全国と比べて低い状況ですので、さらなる汚水処理施設の整備ということを進めるとともに、実際に管の方を接続して水洗化を行った率という水洗化率、こちらの方の向上にも努めていこうと考えております。

次が4の健全な環境の確保でございます。①の化学物質につきましては、すべてのところで環境基準を達成しているという状況でございます。

また、②の大気環境の保全につきましても概ね良好という状況です。

さらに、水につきましては、6ページにまいりまして、③のところでございますけれども、公共用水域のBOD等環境基準達成率は、全国と比較すると高いということで、良好な保全がなされているところでございます。

(2)の主な課題と取組のところでございますが、全般的に良好であるということでございますので、引き続き監視体制の整備に努めるということでございますが、新幹線騒音対策、こちらが指標的には悪くなっておりますので、こちらにつきましては市町村と協働してJRに対策を促していくということを経営してまいりたいと考えております。

次が5、環境と調和した資源の循環とエネルギー利用の促進でございます。条例に基づく廃棄物の適正処理ですとか、ごみ減量化、リサイクルに関する様々な施策を講じてまいりま

したところでございます。結論的には、カのところ、一番下に記載があるとおり、ごみの排出量はやや減少し始めてきたものの、依然として目標達成には遠い状況となっておりますが、それを示しますのは7ページの上の表の一番上2つでございます、マイナスがついてございます。

また、②の廃棄物の適正処理につきましては、県境産廃の不法投棄事案について、24年までの原状回復ということで、廃棄物の撤去及び責任追及をしてきたところでございます。

次に、8ページにまいりまして、③でございますが、環境と調和したエネルギーの推進ということで、クリーンエネルギーの導入、普及を図るための支援ですとか、あるいは県民、市町村への情報提供、普及啓発、または木質バイオマスエネルギーの利用促進のための導入支援というようなことに取り組んできたところでございます。その結果、③のウのところ記載がありますが、全国的に見ますと先駆的な新エネルギーの導入も見られましたが、目標値に対して導入率は鈍化しているという状況にございました。

このような状況を受けまして、(2)の真ん中のところですが、主な課題と今後の取組で、3Rの生活様式への転換が十分ではないということですので、市町村のごみ減量化の取組を支援していく必要がある、また、産業廃棄物につきましても不正処理が後を絶たない状況でございますので、引き続き強力な監視、指導を行っていく必要がある、また、新エネルギーにつきましては、導入コストを低減化させるなど、一層の支援をしていく、といったような記述になってございます。

次が6の環境にやさしい産業と科学技術の振興でございます。①のところ記載しておりますが、再生資源利用認定製品、こちらの方は22年度末で158製品ということで、目標を超えた達成状況となっております。

また、9ページにまいりまして、②でございますけれども、森林の整備に関しましては、やはり最近の林業の情勢を受けまして、達成度がマイナスという状況になってございます。

こういった状況を受けまして、10ページの主な課題と今後の取組のところでございますけれども、産業・地域ゼロエミッション推進事業によりまして、廃棄物の減量化あるいはリサイクル、そういった事業者の取組を支援していくこととしております。

最後が7の地球温暖化でございます。全般的な取組としては、アのところ記載しておりますが、22年6月から温暖化防止いわて県民会議を中核といたしまして、各種キャンペーンなど全県的な運動を展開してきたところでございます。

家庭ということでは、イに記載しておりますが、CO₂ダイエット運動の推進、また事業

者につきましてはウのところですが、地球環境にやさしい事業者制度、あるいはエコスタッフ養成セミナー、こういった取組を行ってきたところでございます。

10ページ、下の方の表で、再掲を除いた指標としては、二酸化炭素排出量が進んでいないという状況にございました。

また、②で吸収源対策としての森林整備等でございますけれども、11ページにまいりまして、森林面積等につきましては達成度が高くなっていますが、間伐につきましてはこちらも低い状況になっておりました。

これらを受けまして、課題と取組でございますが、CO₂につきましては排出量が増加している民生部門に向けた対策をより一層推進するというので、また森林につきましては荒廃人工林の早期回収に向けて取組を継続していく必要があるとまとめてございます。

以上で、簡単ではございますけれども、平成22年度の環境基本計画の実施状況の説明を終わります。

なお、この成果が確定する前に現在の新しい環境基本計画が策定されているところでございますので、それとの関係でございますが、今お話しいたしました前の環境基本計画の実施結果につきましては、21年度の計画の進捗状況を新計画の方に昨年12月に反映したというところになってございますけれども、今ご説明した22年度の状況は概ね21年度の傾向と似たようなものになっておりましたので、22年度の結果につきましても新計画に概ね反映されていると考えておまして、新計画をさらに着実に推進していくということが重要であると考えております。

なお、12ページ以降3ページほどは、参考資料といたしまして、県の事業、関連事業等について予算等々載せてございますので、こちらは後ほど参考までにご覧いただければと思います。

以上でご説明を終わります。

○海田会長 ありがとうございます。

ただいま平成22年度の環境基本計画の進捗状況について説明をしていただきましたが、何かご質問がございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○市原委員 8ページの(2)のところの黒丸の3つ目の新エネルギーの利活用を促進するためにはというところなのですが、導入コストを低減化させるというのは、補助金を交付するということでしょうか。

○海田会長 はい、どうぞ。

○伊勢環境生活企画室企画課長 これに関しましては、平成24年度の予算におきまして再生可能エネルギー等の導入の補助金等、要求することとしておりますので、そういったことで導入コストの低減を図りたいと考えているものです。

○市原委員 わかりました。ありがとうございます。

○海田会長 そのほか何かご質問ございますか。

はい、どうぞ。

○越谷委員 同じく8ページの(2)のところですが、真ん中のところなのですが、これ22年度の計画に基づいているから新エネルギーという表現になろうかと思うのですが、先ほど今日の議題の1番目で行ったように、新エネルギーといっても、今度は再生可能エネルギーということでかなり広い、ここでは水力、地熱を除くということになっていますが、そういったものを含めて取り組もうというお話しを先ほどされたので、この部分でも、この年度に対してはそうなのかもしれませんが、今後の課題ということですから、再生可能エネルギーを含んでいるのだということイメージされて、ちょっと意見になって申しわけないのですが、した方がよろしいのかなと思います、いかがでしょうか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 気持ちとしてはそういうことで行きますので、前の計画の文言をそのままオウム返しに書いておりましたので、先ほど私も再生可能エネルギーとお答えしたように、そういうような対応になっていこうかと思えます。

○越谷委員 文言として明示されるというおつもりはないでしょうか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 この資料については、印刷して配るとか、どこかに報告するという性質のものではございませんので、対応としては、その再生可能エネルギーの施策を新計画において進めていくという対応になると考えております。

○越谷委員 わかりました。

○海田会長 そのほか何かご質問ございますか。

○竹原委員 今の最後の方ですけれども、一応前回の基本計画が22年度に終わるということですね。そうすると、22年度の結果がこうだったので、前計画の最終まとめということではないのです、この位置づけは。要するに、新しい計画が既に始まっている時に、前回はどうでした、それを受けて新しい計画はこのようにしますよというのがもう既に始まっているというか、それを踏まえてもう23年度は始まっているのですけれども、これはだから前基本計画の最終まとめという格好なのですか。

○海田会長 事務局。

○伊勢環境生活企画室企画課長 形としては、この環境基本計画の場合は最終指標値に対する達成度を計っておりますので、毎年毎年の達成度ではございませんので、最終年度の評価結果は前計画の評価結果ということになります。ただ、この結果を待っていてから新計画を作ると間に合わなかった関係で、平成21年度の状況を分析いたしまして、新計画に盛り込んだところでございます。

○竹原委員 わかりました。ですから、それを補完するような位置づけなのでしょうか、これは。

○伊勢環境生活企画室企画課長 はい、最後のまとめとしてご報告をしたということであります。

○竹原委員 あと、質問ではないというか、ちょっともう少し先なのですけれども、3ページの自然との共生の確保というところで、生物多様性という言葉が出ていて、これは前から使われていると思うのですけれども、22年度あたりになるとCOP10ということで、生物多様性の条約というか、状況が変わってきています。国としてもそういうものを地方行政機関もそういう生物多様性に関する条例みたいなのを作れという方向になっていっておりますので、これに対する意見でも何でもないのですけれども、先ほど言った地球温暖化に関しての実行計画があるのと同じように、今後は生物多様性に関する考え方というのを県としても示していく必要があるのではないかと思いますので、これとは違うのですけれども、続くような格好で推進していただきたいと思います。

○八重樫自然保護課総括課長 環境省の方では、生物多様性国家戦略2010においてすべての都道府県が平成24年度までに生物多様性地域戦略の策定に着手していることを目標としておりまして、それで県としてもそれに向かって取り組んできたわけですけれども、この度の震災によってすべての計画が1年間遅れた。担当の段階では、いわてレッドデータブックを平成24年に刊行し、その後にスタートしようかとも考えていたのですが、そのレッドデータブック改訂作業も1年間休止したことで、国の目標からは一年程度遅れるかなと考えてございます。

○海田会長 その他に何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○千葉委員 それぞれの取組や一つ一つの基本方向はいろいろ大変だと思うのですけれども、一番扉のページのところで7つの施策の表についてです。先ほど80%未満ぐらいにする

と、7番の地球温暖化対策の推進のところはかなりまだ達成度が低いというお話だったのですけれども、もう少しばらして見ると、5番目のところの環境と調和した資源の循環とエネルギー利用の促進のところの50%未満6という数、これ結構大きいと思うのです。中身を見た時に、今後の課題のところでは幾つか取り上げて、課題と今後の取組というのがポツで抜いてあるのですけれども、この50%未満になったところの課題と今後の取組のあたりで一番力を入れなければいけないと思われているところが見つかっているのであれば、ちょっと教えていただきたいのですが。

○海田会長 事務局。

○吉田資源循環推進課総括課長 5番の方は、ただ私どもの方ですと、7ページをお開きいただきたいのですけれども、県民1人当たりの一般廃棄物の排出量、これがトータルでマイナス97.2%、それから一般廃棄物のリサイクル率、これも低いですね。それから、県民1人当たりの廃棄物の処理量とありますけれども、特にその発生量、一般廃棄物の排出量、これが平成10年度の基準年よりもさらに悪くなっているというか、高くなっている。ピークになったのが平成17、18年、この頃が非常に高かったです。平成10年からどんどん上がっていきまして、それから減少傾向といいますか、下降傾向になっております。岩手県がこの目標年次の平成22年は800グラムですけれども、これを達成していれば晴れて全国第1位だったはずなのです。今一番いいのは沖縄県で、832グラムぐらいでしたか、岩手県は今全国で10位です。マイナス97.2%は非常に悪いです、確かに。これは目標に向かって進みますけれども、全国10位という現況もありますので、この辺のところも勘案しながら見ていかなければならないなど。

1つ考えているのは、一般廃棄物で、皆さんお買い物すればわかりますように、大体買い物した時に入ってくるのは紙パック、紙、それからプラスチック、これなのです。これがごみになる率が非常に高いということで、例えば盛岡市でも紙の回収とか始めていますけれども、なかなか難しいのですけれども、それからプラスチック類の回収も始めている市町村があります。これらを進めることによって、少なくとも一般廃棄物の中でのごみの排出量を減らしていくと。

それから、私どもやっている事業の中で、エコショップという事業あります。今340店舗入っています。いわゆる消費者だけでは、消費者に減らしなさい、減らしなさいと言っただけではだめでしょうと。やっぱり売る方と連携してやっていく必要がありますよということで、できるだけエコショップでは包装をしないとか、小分けして売るとか、はかり売りする

とか、そういうような事業も進めていまして、今後次の計画では、こういうご指摘が出ないような努力を続けていきたいと思っております。

○海田会長 その他何かございますでしょうか。

「なし」の声あり

○海田会長 それでは、ないようでしたら、次の2番ですが、東日本大震災津波に係る環境生活部の取組についてということで、事務局から説明をお願いします。

○伊藤環境生活部副部長 それでは、副部長の伊藤でございます。私の方からは資料No. 5でございます。時間もかなり押しておりますので、かいつまんで申し上げたいと思います。

当部では、復興関係では災害廃棄物の処理ということが課題でございます。そのうちの(2)の県内処理でございますけれども、実は12月に洋野、久慈、普代等の放射能の検査を行いまして、問題ないというような結果が出てございます。

そのほかに、②としては二次仮置き場における破碎・選別業務の契約を締結いたしまして、大槌地区では1月13日に稼働、宮古、山田では1月24日に稼働予定ということでございます。

また、内陸部の清掃センターにおける受け入れでございますけれども、7月に北上市、11月に盛岡市ということで、順次各清掃センターにおいて受け入れが開始されているということでございます。また、そういった動きに合わせて、仮設焼却炉を現在つくっているわけでございますが、これにつきましては今後の対応のところに書いていますとおり、3月の稼働に向けて準備が順調に進んでいるということでございます。

また、今回の災害廃棄物の本県での中核処理となる施設として太平洋セメントがございまして、12月からはセメント調製が開始しているということでございます。こういった体制を踏まえまして、海上運送ということで大槌、山田、宮古地区からの廃棄物を太平洋セメントに運んでくるための海上運送契約を12月末に締結してございます。

そういうことで、今後も引き続き県内処理については進めてまいろうと考えております。

大きな課題が(3)の広域処理でございます。東京都における受け入れ開始以降、他県におきまして受け入れ表明は相次いでいるという状況でございます。しかしながら、まだまだ住民の方々にとりましてはいろいろな課題、特に放射能に関する問題について十分なお理解が得られてないというのが現状でございます。したがって、今後の対応ということで、これは一義的には国の責任において丁寧な説明をしていただくということでございますが、また県においても自治体等から要請があれば、直接出向いて説明するというところもあろうとい

うように考えております。

次に、上水道施設でございますけれども、今後の対応の欄でございますけれども、5次まで終了いたしておりまして、6次まで現在行っているということでございます。第8次の3月中旬の査定で今年度の査定はすべて終了する予定となっております。

次のページでございます。再生可能エネルギーでございます。再生可能エネルギーにつきましては、本日ご審議いただきました実行計画なども踏まえて積極的に取り組むということにいたしております。(1)のポツの2番目で、1月16日に県として岩手県再生可能エネルギー推進本部を設置いたしまして、全庁挙げて取り組むことといたしております。また、再生可能エネルギーの導入を促進するための基金の創設ということで、今後の対応欄の丸の一番上でございますけれども、2月議会に基金条例案の提案を予定いたしております。これらの具体化を今後進めていくということでございます。

それから、(3)としては大規模発電施設の立地促進に向けて太陽光あるいは風力、地熱、そういったものについて各事業者さんとの意見交換をしながら可能な限りの支援をするとともに復興特区の具体化の中で、さらに支援を強めてまいりたいと考えております。

それから、自然公園のところでございますが、(2)でございます。前回浄土ヶ浜集団施設地区について、国の直轄での復旧整備を行うというようなことでお知らせしたところでございますが、さらに基石海岸集団施設につきましても国の方で直轄整備を行うというようなことで決定しております。これに対応いたしまして、丸の2番目のところでございますけれども、事業実施に当たっては国の方から施行委任ということでお話がございまして、これらの対応について国、県、市町村が連携しながら整備を進めていくという予定にしております。

それから、3ページ目でございます。放射能影響対策に関する県の取組でございます。この放射能影響対策につきましては、県では6月に総務部を中心に取組をするということになりまして、7月に本部を立ち上げております。そういうことで、当部関係でございますが、当部関係は1の環境放射能ということで空間線量率あるいは降下物、水道水の測定を行っているところでございます。空間線量率につきましては、箱で囲んだ部分でございますが、測定体制の強化としてモニタリングポストについては、現在既存の一台に加えて、12月に3台、3月に6台を増設し、計10台導入し、またゲルマニウム半導体検出器においては既存の一台に加え、年度内には2台を増設して、しっかりとした観測体制を整えていくということでございます。

それから、水道水につきましてですが、これまで盛岡市で毎日、一関市では週1回、その

他の県内各地では順次測定をしてきたところでございますが、※印でございます、不検出が続いていた降下物、水道水につきましては文科省の指示に基づきまして、1月以降は検出精度を上げるために、降下物については月間分をまとめて測定する、それから水道水については3カ月間分の量をまとめて測定し、公表するというに移行しております。ただし、水道水につきましては、本県独自の対応として盛岡、一関、奥州、平泉では週1回の測定も実施するという予定にしております。

それから、2の住環境の除染等のうち（1）市町村立、私立の学校等への支援ということで、県として費用の2分の1を補助するという制度を創設し、支援をしてきたところでございますが、ポツの2番で学校等では12月上旬までに全市町村が終了しているということでございます。

次のページにまいりまして、（3）、放射性物質汚染対処特措法の関係で、毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域について重点調査地域ということで、本県では、奥州市、一関市、平泉町が12月28日付で指定告示されまして、今後除染実施計画を策定し、除染区域を定めて除染に取り組むということでございます。県としてもこれらに対する支援を行っていくというものでございます。

それから、5の広報啓発の中では、（2）のいろいろな報道機関への資料提供あるいは県ホームページでの情報提供、それから（3）のセミナーの開催などに当部としても努めてきたところがございます。

資料5ページは、現在のモニタリングポストの配置場所、それからそこでの直近の測定データ、それから6ページが24年の1月現在での各ポイントでの測定結果ということでございます。ここに書いてありますとおり、前沢地区あるいは川崎、室根地区での50センチあるいは5センチレベルになると0.23を超えてくるという状況になってくるというものでございます。

以上で説明を終わります。

○海田会長 ありがとうございます。この件につきまして何かご質問ございましたらお願いします。

どうぞ。

○内澤委員 広域処理のことで1点お聞きします。

表明をしている自治体はあるのですけれども、具体的に動きそうな見通しだったりとか、そういったことがあればお知らせ願いたいのですが。

○海田会長 事務局。

○伊藤環境生活部副部長 新聞紙上等でご存じだと思いますけれども、東京都が年度内に1万1,000トン、これを処理するというので進めております。

それから、あと山形県で漁網の関係、いわゆる海岸に出てくる海からとった漁網の関係、あれは処理ににくいのですけれども、これも埋め立てで、漁網自体はそんなに多くないですけれども、数百トンに達しております。実際廃棄物が動いているのはこの2つの自治体、東京都と山形県だけです。それ以外のところでは、例えば神奈川県黒岩知事がいらっしやいまして、宮古を訪問いたしました。その後、神奈川県内で住民説明等を行っておりますが、なかなか厳しい状況のようでございます。

それから、静岡県の島田市長さんも受け入れ表明いたしましたけれども、これもまた住民との調整ということでございます。

それから、秋田県の市町村で、受け入れするというので、県北エリアの廃棄物ですけれども、調整を行っております。

それから、八戸市の八戸セメントで受け入れるということで、これも調整中でございます。

そのほか埼玉県の上田知事さんも受け入れを表明しておりますけれども、どこでどうするということは決まっておりません。結局基本的には都及び県知事さんは比較的受け入れ表明とかに対して、前向きですけれども、だんだん施設の近くになっていけばいくほど住民に近くなりますので、なかなか厳しいという現状です。住民の方々、例えば100人いらっしやれば100人とも反対ということではないと思いますけれども、やっぱり反対の声の方が非常に大きくなります。特に放射能の問題についてですが、岩手県の瓦礫については十分に低いですと、また宮古というのは地理的には福島第一原発から神奈川県横浜市ぐらいの、位置ですと説明はしているのですけれども、やはり不安に思っているらっしゃる住民の方々、災害廃棄物＝放射能の汚染された廃棄物なのだという方々はいらっしやいます。また東北地方の方々でも震災後、アメリカに避難された方とか、関東の方でも九州に避難された方とか、あるいは北海道に避難された方とか、そういう方々もいらっしやいます。なかなか放射能というものについては、私どもの方でも、十分な放射能行政というか、放射能自体やったことないものですから、住民に納得してもらえるような説明はなかなか難しいということや、実は放射能及び原子力行政というのは国の一元的なもので、私どもは環境省にできるだけ住民にわかりやすく、理解ができるような、そういう説明なりをお願いしております。あわせて各県にもお願いしております。

以上でございます。

○海田会長 どうもありがとうございました。その他何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹原委員 ここで出しているものは環境生活部の対応だと思うのですが、県内広く道路整備とか、あるいは農地とか、様々な復興事業があるかと思えます。復興である以上は早期の事業が続くかと思うのですが、その時に環境影響評価、略してアセスですね、アセスをやらなくてもいいというような対応をされるかと思うのですが、せっかくの自然豊かな岩手県ということである以上は、復興によって豊かな自然が破壊されるようなことはやっぱり避けていただきたいなと思えますので、環境アセスをやることによって、その事業が進まないということではなくて、法律上は環境影響評価を略してもいいというような格好になっているかと思うのですが、作業と同時並行的にやはりアセスに準じるような作業と申しますか、調査等を行って、やはり環境に配慮した復興事業をしていただけるように、やはり他の部署なり、あるいは国にも申し出るべきであろうし、あるいはできればそれに準じるような調査結果等を示してもらいたいというような気持ちがあります。これは、例えば2番目の再生可能なエネルギーで風力とか太陽光はこの部署だと思うのですが、こういうものがアセス法では今まで除かれていたと思うのですが、新アセス法では対象に確かなっておりますので、やはりある程度の環境配慮、それに基づくような調査、検討も行っていただきたいと思えます。それによって、復興が遅れるということはないようにしていただきたいのですが、やはり同時並行的なことを考えていただきたいです。

○海田会長 はい。

○玉懸環境保全課総括課長 環境保全課の総括課長の玉懸でございます。環境アセスメントにつきましては、竹原委員のおっしゃるような災害時の適用除外の特例がございますけれども、一方国におきましては特例アセスの手法等も示されておりますので、こういった情報を事業者の方にもお伝えしながら一緒に検討していきたいと思えます。

○海田会長 その他何かございますでしょうか、質問。全体を通じて、それからこれ以外でも結構なのですが、何か言っておきたいというか、そういうことがありましたら何でも結構です。皆さんよろしいでしょうか。

「はい」の声

○海田会長 それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ご協力ありがと

うございました。

6. 閉 会

○伊藤環境生活部副部長 以上で本日の審議会のすべてを終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。